

創薬研究所審査でバイオ災害の危険性を解明し得ない環境アセスの現状

平倉 誠（武田問題対策連絡会）

武田薬品が巨大な創薬研究所を設置する為に神奈川県に申請し行われた環境アセスメントは、創薬バイオ研究施設という先端技術分野に関わる重要な内容がテーマであるにもかかわらず、必要とされる特殊性を踏まえた審査が行われず、時間を十分かけたものの「典型7公害」としても不十分なままに終わった。研究所が内包するバイオ災害の危険性を何ら解明し得なかったし、事業者に必要な災害防止策を取らせることも成し得なかった。

審査が終了した時点から武田薬品がキャンペーンした様な「アセス審査を終え、研究所は環境への影響は基準を満足し、人の生命や健康に対しても安全であることが明らかにされた」と言える内容の審査はなされていないというのが真実である。なぜ人の生命健康に関わる研究施設であることと、その危険性を回避する方策の解明が為し得ないのか？ これについて「武田問題対策連絡会」のとりくみを報告する。このような環境アセスメントの現状を、審査結果の出た翌日 2008 年 11 月 5 日付の或る新聞朝刊は「ずさん極まりないアセス」と報じた。

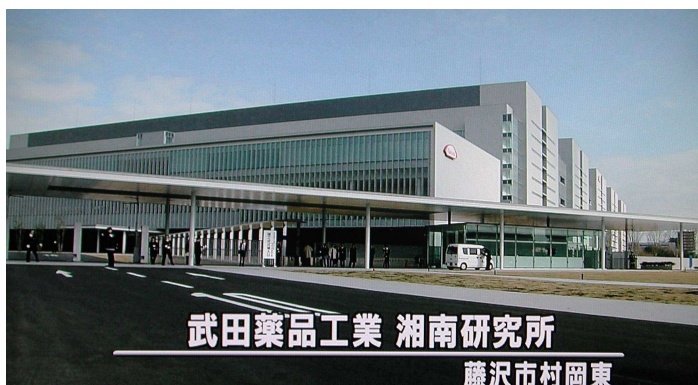
1. 環境アセス審査で何が起きたのか？

1-1 新研究所が行う研究の危険性

(1) 新研究所の概要

アセスを申請した武田薬品湘南研究所建設とは、神奈川県藤沢市・鎌倉市の両市にまたがる 25ha の敷地に巨大創薬研究施設を建設する事業のこと。

敷地はかつてアリナミン製造工場として、武田薬品工業(以下「武田薬品」という)がほぼ 40 年間活用してきた土地であったが、2004 年に工場を廃止した後、2006 年に神奈川県助成 80 億円の下に誘致を受け、あらたに 2009 年創薬研究所として当地に建設を始めた。そして本年(2011 年)2月19日には研究所建屋が竣工した。研究所の本格操業は本年 10 月になることが明かされている。



(2) 研究材料の危険性

新研究所は、研究員 1200 人と補助員 800 人を擁し、動物実験に床面積 10ha を充てるという、人間も動物も過度に集中した巨大な施設となる。扱う研究材料には、危険な病原体と遺伝子組み換え微生物や創薬の試作に関わる有害化学物質等があり、排気や排水に漏洩しないかが問題

になる。そのような市民と環境に対し危険をもたらす恐れのある研究施設であると考えるのが当然である。

そのような構想の下、この巨大で（国会議事堂 2 つ分）危険な研究所を住宅地の真ん中に建設したという研究所設置環境の問題がある。住宅地の中には、総合病院、JR の線路、学校や公民館など周辺近くにごく普通に配置されている。

自社工場の跡地の転用とはいえ、武田薬品が人口稠密な住宅地で病院など上記の様な配慮施設が集中（半径 3km 圏内に 260 ヶ所）する湘南の地を、巨大なバイオ研究所の立地として選定したことは、立地政策上武田薬品の重大な誤りであった。

(3) 環境アセスへ武田薬品が審査項目申告

神奈川県にたいし武田薬品が 2007 年に申請し審査が行われた環境影響予測評価に関して、重大な申告違反があったと、私共は指摘している。

私共はアセス審査の終了後ではあったが、武田薬品の申告が特に不適切で条例の趣旨に違反していると思われる事項を「大気汚染」について 6 項目、「水質汚濁」について 9 項目、それぞれを挙げ県の審査担当部局に対し、事実関係の調査を要請した経緯がある。

例として、先ず「大気汚染」の評価項目で挙げると、

実験室から放出される排気は、15 の研究棟全体で 1 時間当たり 800 万 m^3 という大量の排気量になることについて、

1 時間当たり 800 万 m^3 の排気量はどのような数値であるかについて考える。公衆衛生上、ひと 1 人の気積を 30 m^3 として 1 時間につき気積の 1/2 に

当る 15 m³を換気すると仮定し、1人の必要空気量とするならば、研究所1時間の排気は鎌倉市住民17万が必要とする1時間の総量255万m³をはるかに越え、人口にして53万人分に相当する空気を使用する計画であるという試算が成り立つ。実験室排気量はそれ位、巨大な量である。

ざっと鎌倉・藤沢両市の市民がつつましく消費する空気総量に近い貴重な新鮮空気を、25haの土地を占める研究所が一人占めし汚染し排出してよいか、おおいに疑問である。武田薬品は公害防止の観点で清浄空気の取り込みから排気までのフロー詳細を明らかにし、影響を評価し審査を受けるべきであることを主張した。(気積=部屋の容積。ここでは気積と換気を考慮し、ひと1人が必要な空気量の例を15 m³/hrで計算している。)

また、「水質汚濁」の評価項目で一例を挙げると、神奈川県環境影響評価審査会は、武田薬品より出されていた実施計画書(案)の、新研究所建設事業に拘わる排水処理計画に対して2007年8月の意見書で「実験室系排水及びエネルギー棟排水は公共下水道へ放流する事としているが、自ら処理することになった場合は、これに伴って変更される事業計画の内容について明らかにするとともに、影響が想定される放流河川の水質汚濁や水生生物を評価項目とすること」と指摘している。

それに対し武田薬品は、同年12月に提出した環境影響予測評価書案で「供用開始後において研究所内で使用した上水については、水質管理の上、排水処理槽で流量を適切に調整した後、公共下水道へ放流することとしている。」「以上の理由により、評価項目として選定しない」ことにしたと回答した。(評価書案141ページ)

元々当該公設下水処理場は研究所排水の処理を目的とした施設でなく、無論どのような工場排水や研究所排水にも対応処理できない施設である。しかも下水処理場では境川に処理水を放出している。

どの事業所からの排水を受入れたとしても、それが環境アセスでいう水質汚濁を境川に引き起こさないかどうかについて、下水処理場自体は何も断定できないというのが実態と思われる。従って、審査会が下水処理場の排水の水質汚濁を環境影響評価しない限り、研究所の下水道に向け放流する研究所排水を環境影響評価すべきであるということになる。

武田薬品は、審査会からそのような指摘を受け

て、研究所の先の下流に位置する下水処理場が放流する処理水で河川が水質汚濁や水性生物への影響は無いのか、見解を問われていることを理解せず、応答を誤ったという不正があった。

なお、武田薬品の様な研究所排水は、藤沢市の大清水浄化センターへは受け入れないと取り決めた住民協定があり、現在、住民が藤沢市を被告に研究所排水の受け入れ差し止めの裁判を起こしている。

まとめると、

武田薬品は、住宅地に隣接してバイオ研究所を計画した用地選定の無理を押し通すため、県が実施する環境影響予測評価において、審査方向を歪めたとしか判断できないような、より大きな誤りを犯した。すなわち、「危険なバイオ研究材料」は排気にも排水にも含まれないとして、研究所の換気設備からの大量な排気の「大気汚染」及び研究所の大量な排水の「水質汚濁」を審査項目から除外した。審査項目としなかったことの害については、これから稼動に入ろうとする排気設備や排水設備によって具体的に検証されよう。

1-2 環境アセス進捗に市民らに対処

(1) アセスのしくみを可能な限り活用して

- 2007年4月、アセス実施「計画書案」審査される。同年5月末～7月5日に「計画書案」縦覧期間とするも市民より意見書提出は無し。
- 2007年12月、「評価書案」に沿い審査会開催、以後10回続く(最終回2008年10月)。
- 2008年2月、半径3km以内の住民を対象に4箇所「評価書案」を要約した冊子を参加者に配布し説明会を開催。P3実験室の設置が市民の話題になる。
- 同2月～3月中旬、「評価書案」縦覧期間を置いた結果、市民より25通の意見書が提出された。
- 同5月下旬～6月下旬、25通の市民意見書に対する武田薬品の「見解書」(対比して編纂)が縦覧される。

この時期、市域を越えて各種「勉強会」が市民、市議、専門家の協力で多く開催される。

- 同7月5日(土)10時～16時の時間帯で県主催の公聴会が市民傍聴200人を集め開かれる。公述した市民21人全員が結論として反対を表明。中に「脱法的でずさんなアセスはやり直しを」の公述人発言もあり説得力があった。



2008年7月 公聴会の全景

この頃、3月から6月に掛けて勉強会のなじみどうしを通じて集会場に集まり意見交換サークルが出来始め、中には会の名称を付けるところも出現した。(現在5~6団体)

- 同7月21日(月・祝)武田薬品が藤沢側鎌倉側双方1つずつの周辺自治町内会連合会に呼びかけ新研究所説明会を開催する。名称「新研究所の事業・運営等に関する説明会」である。
- 同上解散後「説明会」の内容と運営を不満とした市民が再度集合しその場で「連絡会」を結成し、合わせて当面の4つの課題を申し合わせた。(正式には「武田問題対策連絡会」とした。)

(2) アセスの傍ら、独自活動を見出す

先ず、16日前に開催した公聴会の公述市民全員に公述原稿の提供をお願いし、全員が会に快く協力してくれた。作業員7~10人が内容をデータ化して百数十の項目に整理し、さらに全員で討議しながら18の中分類項目に区分した。作業開始してまもなく、審査会がテープ起こしをした県の速記録を入手したことで作業は促進した。

一方、県審査会でもそれまで扱って来なかったバイオハザード関係も公聴会の市民意見を審議、問題を委員が提起し、それに即して武田薬品の返答が整理記録されていった。その中で、或る委員から「評価項目を事業者が恣意的に決めているのではないか」という御意見がありました。これは明らかに今の制度を誤解している御意見ですので、御理解を頂けるような努力が必要だと思えます。」の様な発言もあり。「計画書案」に関わるのか?。

市民側の連絡会内も整理と発言内容の確認が進み、公聴会での市民発言には、意見と合わせて武田薬品に確認を求めている部分がほとんどの発言に有り、発言毎に主旨を尊重しつつ一定の質

問形態に調べて明確化し、武田薬品に対する127項目の公開質問状に取りまとめ、それを8月13日に書状を添えて送付した。書状には公開討論会への出席を要請した。

- 2008年8月中旬の短期日の間に、鎌倉市長、藤沢市長、横浜市長の順に知事宛の自治体意見書の中に取り上げて欲しい事項を書面にして要請行動を行い、同月末には知事宛ての要望書を作成し提出した。
- 同8月下旬には市議会定例会に向けて陳情や要望署名集めに取り組む。
- 同9月5日、武田薬品より大川取締役名で回答書が届く。会の要請に応じず、質問状への回答も公開討論会への出席も拒絶。(3週後取り消し)

(3) アセスの審査終了、会は独自活動を活発化

2008年11月4日、審査会の答申を受けて松沢知事が武田薬品に宛て審査書を送付した。審査書はこぢんまりとA4サイズ、4ページにまとめられており、「I総括事項」1ページと「II個別事項」3ページにより構成されている。審査書は、肝心な「新研究所は市民にとって本当に安全か?」という重要課題が評価されぬまま審査会の手を離れた。「II個別事項」の大半部分は、公聴会で市民が述べた要求や8月に3市市長が提出した意見書の反映であり評価できる。しかし、当の武田薬品は各項目にたいする誠実な適切な具体的対応を何ら行わず、空虚な作文を書き連ねただけで済ませたのだった。)

当会の独自活動は12月藤沢市議会に向けての請願集め(1ヶ月間で8369筆)や、12月16日に第1回を迎える武田薬品と住民の対話集会開催(参加市民150名)へと急速に運動を広げて行く。環境アセスに関しては、次の項に続く。

2. 国民に信頼される環境アセス審査はあるか?

2-1 環境省に市民要望を陳情

大量の室内空気を換気する。大量の水を放出する。有害でない・汚染は無いと聞かされても調べるのが普通であろう。

神奈川県環境アセス条例はバイオハザードを元々想定外としており、県の審査を担当する20人の評価委員の中に分子生物学、バイオ実験、遺伝子操作、バイオハザードなどの専門家は一人も入っていない。すると、法令遵守のみを金科玉条とする事業者ならば、バイオ関連をまともに取り

扱う必要が無いことになる。法令に無い以上はバイオハザードなど悩むことは起き得ず、結果、我が国だけはバイオ施設が野放し状態との指摘がある。立地規制の無いことが端的な例である。

2009年2月に当会と市民は、法律が整備されるまでの期間を国が指導して国民を守る為に尽力して欲しいことを願い、県が「大気汚染と水質汚濁」評価項目についての「追加のアセス実施」を求め、環境省に陳情した。

2-2 県知事に「アセスやり直し」を陳情

同じ2月に、環境省への陳情に引き続いて、神奈川県松沢知事にも「環境アセスのやり直し」を実施するよう要請書を提出した。

武田薬品のアセス申告が不適切で条例の趣旨に違反していると思われる事項を「大気汚染」について6項目、「水質汚濁」について9項目、それぞれ挙げ、環境および市民の生命・健康に関わる事項と思われるので早急に事実調査を県に願った。

知事の3月10日付け回答書は、「アセスが県条例に基づき適正に行われた」と強弁、やり直しはできない、としてきた。また、「事後調査報告」がある事も指摘している。さっそく審査担当部局に会い、2月下旬以降の経緯を聞いたところ、担当部局は内容の検討はおろか事実関係の調査もしなかった事がわかった。

再アセスの要請のみでなく、武田薬品が特定施設の仕様変更の内容確認に審査担当部局に出向く中で、墨塗りだらけの情報公開資料も添付し、事業者側の過剰な秘密主義にまで担当部局との話を広げ、4月に知事に対し再度要請文を提出することになった。

疑問点を強く申し入れる中で、一部の数項目ではあったが、問題点について県が武田薬品側に問い合わせ確認内容を文書にして会に回答するところまでこぎつけた。

2-3 県のアセス運用実態の一端を垣間見る

(1) 「アセス終了は安全を保障するものでない」

県の審査会は武田薬品新研究所の環境アセスメントを1年半かけて2008年11月、審査を終えた。

事業者は、環境アセスの審査が終了した時点から、「アセスで審査されたので、研究所は環境基準を満足し、人の生命や健康に対しても安全である」というキャンペーンを行った。しかし県の環

境アセス担当部局は、面会した我々に「アセス審査は申請された評価項目を審査したのであって、研究所の排気や排水の安全を審査したものでなく、安全を保障するものではない」と明言した。この環境アセスは、周辺住民の生命の安全や境川下流域の環境にたいする影響の審査は何ら行っていないなかったということは我々も実感していた。

神奈川県が行う現行環境アセス審査は対象事業が計画通り「実施」されることを前提にしているとしか思えない。そのうえ、県の審査の方法も、事業者が自ら「調査と予測そして評価を行う」ことを行っている。そして、(担当部局の口ぶりからは、)審査会が独自の調査や評価を行っていないことも実態であろうと思えた。これでは公聴会などで市民が具体的な不安を訴えても、また審査委員の複数が問題の重要性を受け止めたとしても、法や条例でバイオ災害の扱いを追加しない限り不安を解消する調査や審査が行われ得ない。

(2) 国民に信頼される環境アセスを求める

当研究所は、動物実験を中心に構成されているため、研究所動物実験室の排気・排水はもとより、化学合成や生化学実験室においても危険な病原体や有害化学物質による汚染排気・汚染排水の危険度が高い。研究所の全従業員が作業の点検、安全設備の点検に最も注意を傾ける重要項目である。

しかしアセスでは、実験室排気について全量と、排水については下水道に放出するとした全量とその他の「蒸発分」が、評価項目から外されたまま予定のアセス審査を終了した。

研究員らが最も注意を傾ける安全のポイントは周辺および関係する市民が最も不安とするポイントであろう。

新研究所特定施設の藤沢市への届出受理が終了するまで、あらゆる施設の情報が非公開にされただけでなく、受理された後も届出内容の公開を申請すると、市は企業の「機密事項」と判断したために肝心の所は黒塗り伏せ字だらけの状態では、市民に公開しないでいる。

今回のアセスのような事態を二度と繰り返さない為に、松沢県知事と県環境アセス審査会は、バイオハザード防止に向けて体制を整えるべきである。研究所の招聘者が操業前から企業まかせにしているのは、県民への責任は果たせない。